

示談書

被害者〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と加害者〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、下記の事故（以下「本件事故」という。）による損害の賠償について、次のとおり示談する。

事故の表示

発生日時	
発生場所	
事故の態様	
甲の傷害	

損害の内訳

損害の項目	金額（円）	根拠・備考
損害額 合計		

第1条（謝罪）

乙は、本件事故により甲に傷害等を負わせたことについて、甲に対し謝罪する。

第2条（示談金）

乙は、甲に対し、本件事故の損害賠償金として、上表の損害額合計金 円から既払金 円を控除した金 円（以下「示談金」という。）の支払義務があることを認める。

第3条（支払方法）

乙は、甲に対し、示談金を 年 月 日限り、甲の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

2 乙が前項の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から支払済みまで、年3%の割合による遅延損害金を支払う。

第4条（後遺障害の留保）

本示談の成立後に、本件事故による後遺障害が生じたことが医師の診断により明らかになったときは、甲は、その後遺障害による損害について、本示談とは別に乙に賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

第5条（清算条項）

甲及び乙は、本件事故に関し、本示談書に定めるもののほか、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、前条の損害については、この限りでない。

第6条（口外禁止）

甲及び乙は、法令に基づく場合、保険金の請求に必要な場合及び専門家に相談する場合を除き、本示談の内容を第三者に開示しない。

本示談の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（被害者）

住所

氏名

印

乙（加害者）

住所

氏名

印